

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)
新城市作手高里字稲子場 7 番	田	9 0 7

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 6 年 1 2 月 1 日	5 年	5,000 円/年

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号
公益財団法人 愛知県農業振興基金
理事長 仲井 靖

4 農地の所有者等の情報

斎藤縫右衛門
笥げん
松本千代子
加藤たきの
加藤渡
丸山りいゑ

5 補償金の支払の方法

愛知県農業振興基金は、当該農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局（新城支局）に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局（新城支局）において、補償金の還付を受けることができる。